

議案第10号

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例

渋川市介護保険条例（平成18年渋川市条例第248号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「38,300円」を「32,300円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「49,700円」を「48,700円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「57,400円」を「49,100円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「70,400円」を「64,000円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「76,600円」を「71,200円」に改め、同項第6号から第10号までを次のように改める。

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 85,400円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 92,500円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 106,800円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 121,000円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 135,200円

第2条第1項に次の3号を加える。

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 149,500円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 163,700円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 170,800円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令

和8年度まで」に、「22,900円」を「20,200円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,900円」を「20,200円」に、「38,300円」を「34,500円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,900円」を「20,200円」に、「53,600円」を「48,700円」に改める。

第4条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附則第7条を削り、附則第8条を附則第7条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の渋川市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険法施行令の一部改正及び介護保険事業計画の見直しによる介護保険料率の改定並びに新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置の終了に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 32,300円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者 48,700円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者 49,100円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者 64,000円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者 71,200円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者 85,400円</u></p> <p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者 92,500円</u></p>	<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 38,300円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 49,700円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 57,400円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 70,400円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 76,600円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 91,900円</u></p> <p><u>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。附則第7条第1項第2号イを除き、以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者 99,500円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区</u></p>

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 106,800円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 121,000円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 135,200円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 149,500円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 163,700円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 170,800円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,200円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,200円」とあるのは、「34,500円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,200円」とあるのは、「48,700円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ (同号に規定する老齢

分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 114,900円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 122,500円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 134,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,900円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,900円」とあるのは、「38,300円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,900円」とあるのは、「53,600円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ (同号に規定する老齢

福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（１）に係る者を除く。
）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ、第９号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ又は第１２号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第３８条第１項第１号から第１２号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 （略）

附 則

福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（１）に係る者を除く。
）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ又は第９号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第３９条第１項第１号から第９号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 （略）

附 則

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第7条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）及び令和4年度以前の年度分の保険料であつて令和5年4月1日以降に納期限が定められているものの減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第7条第1項に規定する保険料の減額又は免除の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

（１） 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

（２） 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第7条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）
第7条 （略）

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）
第8条 （略）

第9期介護保険事業計画における第1号被保険者保険料について

1 被保険者数

単位:人

	第8期	第9期	伸び率
第1号被保険者(65歳以上) (所得段階別加入割合補正後) (A)	79,480	80,188	100.9%

2 要介護(要支援)認定者数

単位:人

	第8期	第9期	伸び率
第1号被保険者	14,101	13,768	97.6%

3 介護保険料算定過程

単位:円

	第8期	第9期	伸び率
標準給付費見込額(B)	26,395,445,084	24,661,864,060	93.4%
総給付費	25,009,881,000	23,062,332,000	92.2%
特定入所者介護サービス費等給付額	801,297,234	908,289,324	113.4%
高額介護サービス費等給付額	462,217,802	598,871,399	129.6%
高額医療合算介護サービス費等給付額	103,710,000	71,795,957	69.2%
算定対象審査支払手数料	18,339,048	20,575,380	112.2%
地域支援事業費(C)	1,493,066,295	1,403,048,910	94.0%
介護予防・日常生活支援総合事業費	725,153,295	648,914,697	89.5%
包括的支援事業・任意事業費	767,913,000	754,134,213	98.2%
第1号被保険者負担分相当額(D)=(B+C)×23%	6,414,357,617	5,994,929,983	93.5%
調整交付金相当額(E)	1,356,029,919	1,265,538,938	93.3%
調整交付金見込額(F)	1,407,112,000	1,123,745,000	79.9%
財政安定化基金償還金(G)	0	0	—
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(H)	49,800,000	45,000,000	90.4%
保険料収納必要額(I)=D-F+E+G-H	6,313,475,536	6,091,723,921	96.5%
予定保険料収納率(J)	98.0%	98.0%	—
保険料基準額[年額] (K)=I÷J÷A	81,100	77,600	95.7%
基金繰入予定額	350,000,000	500,000,000	142.9%
基金繰入後保険料基準額[年額]	76,600	71,200	93.0%

※第8期(令和3年度～令和5年度)、第9期(令和6年度～令和8年度)

4 介護給付費準備基金

単位:円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
年度末基金残高	412,742,968	609,807,312	709,671,045

5 介護保険料(所得段階区分別)

段階区分	基準	基準額 に対する 割合	第9期 年額 (円)	第8期 年額 (円)	増減額 (円)	増減率 (%)	令和6年度 見込人数 (人)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者(世帯非課税者) ・本人及び世帯が住民税非課税者で合計 所得+課税年金収入が80万円以下	0.455	32,300	38,300	-6,000	-15.7	3,612
	低所得者保険料軽減措置適用後の金額	0.285	20,200	22,900	-2,700	-11.8	
第2段階	・本人及び世帯が住民税非課税者で合計 所得+課税年金収入が120万円以下(第1 段階該当者を除く)	0.685	48,700	49,700	-1,000	-2.0	2,368
	低所得者保険料軽減措置適用後の金額	0.485	34,500	38,300	-3,800	-9.9	
第3段階	・本人及び世帯が住民税非課税者で合計 所得+課税年金収入が120万円超	0.69	49,100	57,400	-8,300	-14.5	1,840
	低所得者保険料軽減措置適用後の金額	0.685	48,700	53,600	-4,900	-9.1	
第4段階	・本人が住民税非課税者で世帯内に住民 税課税者がいる場合で、合計所得+課税 年金収入が80万円以下	0.90	64,000	70,400	-6,400	-9.1	2,962
第5段階 (基準額)	・本人が住民税非課税者で世帯内に住民 税課税者がいる場合で、第4段階に該当し ない場合	1.00	71,200	76,600	-5,400	-7.0	4,408
第6段階	・本人が住民税課税者で合計所得金額が 120万円未満	1.20	85,400	91,900	-6,500	-7.1	4,865
第7段階	・本人が住民税課税者で合計所得金額が 120万円以上210万円未満	1.30	92,500	99,500	-7,000	-7.0	3,537
第8段階	・本人が住民税課税者で合計所得金額が 210万円以上320万円未満	1.50	106,800	114,900	-8,100	-7.0	1,489
第9段階	・本人が住民税課税者で合計所得金額が 320万円以上※(400)420万円未満	1.70	121,000	122,500	-1,500	-1.2	565
第10段階	・本人が住民税課税者で合計所得金額が ※(400)420万円以上 <u>520万円未満</u>	1.90	135,200	134,000	1,200	0.9	285
第11段階	・本人が住民税課税者で合計所得金額が <u>520万円以上620万円未満</u>	2.10	149,500	—	(15,500)	(11.6)	129
第12段階	・本人が住民税課税者で合計所得金額が <u>620万円以上720万円未満</u>	2.30	163,700	—	(29,700)	(22.2)	79
第13段階	・本人が住民税課税者で合計所得金額が <u>720万円以上</u>	2.40	170,800	—	(36,800)	(27.5)	259

※基準欄中、※()内の数値は第8期の区分額。また下線部は新たな区分箇所
 ※第11～13段階の増減額及び増減率は第8期の第10段階と比較した額及び率